

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名             |
|-------|------------------|
| 6     | 国民年金関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

皆野町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県皆野町長

## 公表日

令和8年2月26日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                                      |  |
|---|--|
| ①事務の名称  | 国民年金関係事務   |
| ②事務の概要  | 国民年金法等の規定に則り、<br>国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①被保険者の資格や年金受給者の管理<br>②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務 |
| ③システムの名称  | 国民年金システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー・ソフトウェア  |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |  |
| 国民年金情報ファイル  |  |
| 3. 個人番号の利用  |  |
| 法令上の根拠  | 番号法第9条第1項、別表第一の第46項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                                  |  |
| ①実施の有無  | [ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>                                      |
| ②法令上の根拠   |  |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |  |
| ①部署   | 町民生活課  |
| ②所属長の役職名  | 町民生活課長   |
| 6. 他の評価実施機関   |  |
|   |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                    |  |
| 請求先   | 〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420-1<br>皆野町役場 総務課<br>電話番号 0494-62-1231  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                  |  |
| 連絡先   | 〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420-1<br>皆野町役場 総務課<br>電話番号 0494-62-1231  |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span> |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年2月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年2月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |           |  |
|---|-----------|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |           |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                                  |   |   |
|--|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                      | [      十分である      ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない             |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                            | [      十分である      ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 判断の根拠  | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民年金に関する事務では、上記のほか、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するいずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。  |   |
| 9. 監査  |   |   |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検  | [      ] 内部監査      [      ] 外部監査                        |
| 10. 従業者に対する教育・啓発                                 |   |   |
| 従業者に対する教育・啓発                                     | [      十分に行っている      ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                                 | [ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |   |
| 当該対策は十分か【再掲】                                     | [      十分である      ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 判断の根拠  | 特定個人情報を保有するシステムにおいて、必要最低限の人数、参照範囲となるように職員のアクセス権限を設定しているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。   |   |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                                       | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------|
| 令和8年2月26日 | 2. 特定個人情報ファイル名                           | 国民年金被保険者台帳ファイル、年金受給被保険者台帳ファイル、宛名情報ファイル             | 国民年金情報ファイル   | 事後   |           |
| 令和8年2月26日 | 3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                     | 番号法第9条第1項、別表第一の第31、95項<br>※別表第一の第31、95項に係る主務省令は未公布 | 番号法第9条第1項、別表第一の第46項  | 事後   |           |
| 令和8年2月26日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>①実施の有無       | 実施する   | 実施しない  | 事後   |           |
| 令和8年2月26日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠      | なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供は行わない                  |  | 事後   |           |
| 令和8年2月26日 | 5. 評価実施機関における担当部署<br>所属長の役職名             | 町民生活課長 長島弘   | 町民生活課長   | 事後   |           |
| 令和8年2月26日 | 8. 人手を介在させる作業<br>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か   |  | 十分である  | 事後   |           |
| 令和8年2月26日 | 8. 人手を介在させる作業<br>判断の根拠                   |  | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民年金に関する事務では、上記のほか、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するいずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | 事後   |           |
| 令和8年2月26日 | 11. 最も優先度が高いと考えられる対策<br>最も優先度が高いと考えられる対策 |  | 目的外の入手が行われるリスクへの対策   | 事後   |           |
| 令和8年2月26日 | 11. 最も優先度が高いと考えられる対策<br>当該対策は十分か【再掲】     |  | 十分である  | 事後   |           |
| 令和8年2月26日 | 11. 最も優先度が高いと考えられる対策<br>判断の根拠            |  | 特定個人情報を保有するシステムにおいて、必要最低限の人数、参照範囲となるように職員のアクセス権限を設定しているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。  | 事後   |           |
| 令和8年2月26日 | 1. 対象人数 いつ時点の計数か                         | 2019/06/01(土)                                      | 令和8年2月1日時点   | 事後   |           |
| 令和8年2月26日 | 2. 取扱者数 いつ時点の計数か                         | 2019/06/01(土)                                      | 令和8年2月1日時点   | 事後   |           |